

特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届

令和 年 月 日

①紹介安定所番号

記入者

支給番号

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| 1<br>対象労働者雇用事業所  | 名称   | 所在地   | 〒   |
|  | ②事業所番号   | ③求人申込日  | 電話番号 ( )  |
| 2<br>対象労働者   | ④賃金締切日<br>1:有(毎月末日)<br>2:有(1以外)<br>3:無   | ⑤(賃金締切日が2の場合)<br>毎月 日   | ⑥FAX番号 ( )  |
|  | 雇用保険被保険者番号又は雇用保険支給番号<br>⑦(被保険者番号) - -  |   |   |
| 3<br>職業紹介事業者等  | ⑧(支給番号) - - -  |   |   |
|  | ⑨氏名(漢字)  |   |   |
|  | 被保険者番号又は支給番号が確認できなかった場   |   |   |
|  | ⑩氏名(カナ)  | ⑪性別<br>1:男<br>2:女   | ⑫生年月日(元号-年月日)<br>元号<br>3:昭和<br>4:平成<br>5:令和                                   |
| ※安定所記載欄  | ⑬求職申込日<br>令和 年 月 日   | ⑭紹介年月日<br>令和 年 月 日  | ⑮雇入年月日<br>令和 年 月 日  |
|  | ⑯対象労働者種別   |   |   |
|  | 対象労働者が職業紹介事業者等による紹介を受けた者である場合、職業紹介事業者等において記入<br>⑰許可番号<br>13 - ユ - 010554<br>1:ユ 3:特<br>2:ム 4:地 |   |   |
|  | ⑱職業紹介事業者等名称<br>ランスタッド株式会社  |   |   |
| ⑲同意書提出日<br>平成 31 年 1 月 30 日  |  | ⑳職業安定局長及び人材開発統括官が定める項目に同意する期間<br>平成 31 年 2 月 1 日 ~ 令和 6 年 1 月 31 日  |   |
| 先に提出した「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」の「職業安定局長及び人材開発統括官が定める項目」の第1の口に基づき、本票の記載に誤りのない旨届け出ます。<br>なお、雇用関係給付金事務取扱手引のIの4及びIIの4に基づく要件の周知を行ったものであることをあわせて届け出ます。 |  |   |   |
| 令和 年 月 日   |  | 職業紹介事業者等<br>所在地 栃木県宇都宮市東築瀬1-28-23<br>電話番号 028-651-2630<br>名称 ランスタッド株式会社<br>プロフェッショナル事業本部 チャレンジドチーム<br>氏名 マネージャー 根本 教行 印 |   |
| 労働局長 殿<br>(公共職業安定所長)   |  |   |   |
| 特定地方公共団体又は職業紹介の許可若しくは届出に係る事業所の名称、所在地、電話番号、代表者氏名を記載すること。代表者氏名については、記名押印又は署名で記入すること。   |  |   |   |
| ⑳通知不要<br>1:不要  | ㉑就職促進手当等受給の有無<br>1:有<br>2:無  | ㉒職場適応訓練費の受給の有無<br>1:有<br>2:無  | ㉓紹介事業者等の種類<br>1:有料職業紹介事業者<br>2:無料職業紹介事業者(許可)<br>3:無料職業紹介事業者(届出)<br>4:特定地方公共団体 |
| ㉔就労継続支援A型事業<br>1:該当<br>2:非該当   |  | ㉕就労継続支援A型事業   |   |
| ㉖トライアル雇用<br>1:一般トライアルコース<br>2:障害者トライアルコース<br>(短時間トライアル除く)  |  | ㉗トライアル雇用支給対象期間初日<br>令和 年 月 日  |   |
| ㉘備考  |  | ㉙末日<br>令和 年 月 日   |   |

(注意)

1 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届(以下「登録届」という。)は、特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者(以下「有料・無料職業紹介事業者等」という。)が、その取り扱う労働者を特定求職者雇用開発助成金の対象労働者として職業紹介を行い、当該対象労働者が継続して雇用する労働者として雇い入れられた場合に、有料・無料職業紹介事業者等の事業所の所在地を管轄する労働局長に提出いただくものです。  
 なお、当該提出については、有料・無料職業紹介事業者等の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して行うことができる場合があります。

2 登録届の提出は、対象労働者が雇い入れられた日後1ヵ月以内に行う必要があります。

3 登録届の記載に当たって、「1対象労働者雇用事業所」、「2対象労働者」、「3職業紹介事業者等」の各記入欄に記載を行ってください。「安定所記載欄」には記載を行わないでください。

4 「1対象労働者雇用事業所」について、

(1) ②欄の「事業所番号」には、対象労働者を雇い入れた事業所に係る雇用保険の事業所番号を記載してください。なお、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の枠内に、残りの6桁を「-」に続く枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。

(2) ③欄の「求人申込日」には、対象労働者の職業紹介に係る求人の申込日を記載してください。

(3) ④欄の「賃金締切日」には、対象労働者の雇入れに係る事業所の賃金締切日について、1から3のうちあてはまるものを数字で記載してください。

④欄に「2」と記載した場合、⑤欄に具体的な日を記載してください。この際基本賃金と諸手当とで賃金締切日が異なる場合には、基本賃金に係る賃金締切日について記載し、基本賃金に係る賃金締切日が複数である場合には、雇い入れ日又は雇い入れ日直後に到来する賃金締切日について記載してください。

(4) ⑥欄のFAX番号には、②欄に記載した事業所のものを記載してください。

5 「2対象労働者」について、

(1) ⑦欄の「被保険者番号」には、対象労働者の被保険者番号を記載してください。被保険者番号は、前職に係るものと新たに就職した場合のものと同原則として同一の番号です。⑧欄の「支給番号」は、対象労働者が雇用保険の失業等給付を受給している場合、これに係る番号です。⑦欄と⑧欄は、いずれか一方を記載することで足りる。

なお、被保険者番号が16桁(上下2段で表示されている。)で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載してください。この場合、最初の4桁を最初の枠内に、残りの6桁を「-」に続く枠内に記載し、最後の枠は空枠としてください。

(2) ⑦欄又は⑧欄の記載を行った場合には、⑩欄、⑪欄及び⑫欄を記載する必要はありません。

(3) ⑬欄の「求職申込日」には、⑭欄の「紹介年月日」以前の直近の対象労働者の求職申込日を記載してください。

(4) ⑭欄の「紹介年月日」、⑮欄の「雇入年月日」には、③欄の求人に係るものを記載してください。

(5) ⑯欄の「対象労働者種別」には、取扱いに係る労働者をいずれの対象労働者として職業紹介を行ったものであるか、以下の番号により記載してください。

(短時間労働者※以外の一般被保険者として雇い入れられるものとして)

|                           |                                 |
|---------------------------|---------------------------------|
| 01 60歳以上の者                | 21 重度身体障害者                      |
| 22 45歳以上の重度障害者以外の身体障害者    | 02 45歳未満の重度障害者以外の身体障害者          |
| 23 重度知的障害者                | 24 45歳以上の重度障害者以外の知的障害者          |
| 03 45歳未満の重度障害者以外の知的障害者    | 04 精神障害者                        |
| 05 母子家庭の母等                | 19 父子家庭の父                       |
| 06 中国残留邦人等永住帰国者           | 07 駐留軍関係離職者(45歳以上)              |
| 09 沖縄失業者求職手帳所持者(45歳以上)    | 10 漁業離職者求職手帳所持者(45歳以上)          |
| 11 手帳所持者である漁業離職者等(45歳以上)  | 12 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者(45歳以上) |
| 13 港湾運送事業離職者(45歳以上)       | 18 北朝鮮帰国被害者等                    |
| 81 生涯現役コースの対象者(65歳以上の者)   | 91 被災者雇用開発コースの対象者(被災離職者)        |
| 93 被災者雇用開発コースの対象者(被災地居住者) | 25 生活保護受給者                      |
| 26 生活困窮者                  | 27 発達障害者                        |
| 28 難治性疾患患者                | 29 長期不安定雇用者                     |
| 65 就職氷河期世代                |                                 |

(短時間労働者として雇い入れられるものとして)

短時間労働者以外の一般被保険者として雇い入れられる場合と同範囲のものが対象労働者となります。短時間労働者として雇い入れられた場合の対象労働者種別の番号は、短時間労働者以外の一般被保険者として雇い入れられた場合の対象労働者種別の番号に「30」を加えた番号となります。ただし生涯現役コースの場合は「82」に、被災者雇用開発コースの場合は「92」及び「94」となります。

※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

6 「3職業紹介事業者等」について、

(1) ⑰欄の「許可番号」には、職業安定法第30条第1項の許可を受けた有料職業紹介事業者及び同法第33条第1項の許可を受けた無料職業紹介事業者並びに船員職業安定法第34条第1項の許可を受けた無料船員職業紹介事業者については、それぞれの事業所ごとの許可番号を記載してください。特定地方公共団体及び職業安定法第33条の2等の規定による届出に係る無料職業紹介事業者並びに船員職業安定法第40条第1項の規定による届出に係る無料船員職業紹介事業者については、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」の4欄に厚生労働大臣許可番号に代えて記載された同意書提出番号を、この欄に記載してください。

(2) ⑱欄の「同意書提出日」は、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」が提出された日として、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」下欄に記載された日を記載してください。

(3) ⑳欄の「職業安定局長及び人材開発統括官の定める項目に同意する期間」は、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」の「6職業安定局長及び人材開発統括官が定める項目に同意する期間」欄に記載された期間を記載してください。

7 提出に当たっては、特定求職者雇用開発助成金に係る対象労働者として職業紹介を行った際に、既に紹介先事業所に雇用等されている者又は紹介先事業所と雇用予約のある者を紹介した場合には、これらの者を雇い入れた事業主に対しては特定求職者雇用開発助成金が支給されないこととなりますので、十分御留意いただき、「1対象労働者雇用事業所」の事業主にあらかじめその旨周知した上で行っていただくようお願いします。